

酒史学会投稿規定

1. 投稿資格

投稿者の少なくとも一人は本会会員であること。ただし編集委員会の依頼原稿はこの限りでない。

2. 原稿の内容と種類、および構成

- a. 内容が酒史にかかわるもので、下記の条件と一致するもの。
- b. 原稿の種目は、総説・原著・短報・研究ノート・資料（翻刻を含む）・解説・書評とする。総説は、ある分野に関する研究史・研究成果・現状・展望などを総覧し、総合的にまとめたものである。原著は未発表の資料・知見をまとめたものである。短報は研究の中間報告など大きな研究の一部をなすもので、速報性を必要とするものや資料として重要なものである。研究ノートは、調査・資料にもとづき新たな問題提起がなされ次の研究に展開される論考である。解説は、酒史に関わるテーマや用語などについて解説したものである。
- c. 総説・原著・短報・研究ノートの原稿は和文か英文で書かれること。総説・原著の構成は、著者名：表題（本文が和文の場合は和文を先に、英文の場合には英文を先に）、英文要旨（200 語以内）・和文要旨（600 字以内）、本文、引用文献からなる。要旨には、英文・和文とも 5 語以内のキーワードをつける。要旨では図・表・文献などを引用してはならない。和文の総説・原著の図表の説明は英文・和文の両者あるいはいずれかにする。原稿の第 1 枚目には著者名：題目と著者の所属・住所のみを明記する。所属・住所は注釈とし、本文が和文の場合は和文を先に英文の場合は英文を先に書く。要旨は第 2 枚目から書き、和文要旨と英文要旨は別の紙に書くこととする。本文原稿は要旨の次にページを改めて書き始めること。短報・研究ノートの構成は著者名・表題（本文が和文の場合は和文を先に、英文の場合は英文を先に）、本文、引用文献からなる。和文の短報の図表の説明は英文・和文の両者あるいはいずれかにする。原稿の第 1 枚目から構成順に書き、文末に著者の所属・住所を書くこととする。
- d. 横書き原稿による横組み印刷を原則とするが、翻刻を含む資料他の縦書き原稿は縦組み印刷とする。
- e. 他の原著論文に掲載済み、または投稿中の原稿は本誌に投稿できない。ただし本誌にふさわしく書き直されたものはこの限りでない。
- f. 所内報あるいは研究グループ誌のような性格の出版物、商業誌を含む非原著論文誌、単行本、官公庁出版物などと重複した内容を持つ原稿は、投稿時に必ずその旨を明記すること。
- g. 著作権が他の学会・出版社などにある出版物から図・表などを引用する場合は、著者自身で著作権問題を解決すること。
- h. 投稿者は原稿（本文、図、表をレイアウトしたもの）のデータ（.pdf あるいは .docx）および、A4 判の用紙に出力した 1 部を編集委員会に送付する。
- i. 論文審査終了後に、印刷用の原稿（本文、図、表）データを電子媒体または電子メールの添付ファイルで編集委員会に提出する。

3. 審査とその後の処理

- a. 受付後の原稿は複数の査読者によって査読を受けるものとする。審査の結果掲載可とされた原稿は編集委員会が英文校閲を専門家に依頼する。
- b. 著者校正は初校のみとする。
- c. 別刷を希望する場合は 10 部単位とし著者の実費負担とする。
- d. 掲載した原稿は返却しないが、図・表の原版は希望があれば返却する。

4. 図・表の作成

- a. 図・表は刷り上がりが 21 cm×16 cm以内とする。写真は図版としては扱われず、図として扱うので、他の図とともに通しで整理すること。図・表はそのまま印刷できるように仕上げるものとする。表は原則として横罫線のみを入れ、縦の罫線は入れないものとする。
- b. 図・表には、図 1、表 1、Fig.1、Table 1 の形式にしたがって通し番号を付ける。図・表の説明文は本文とは別の用紙に書く。
- c. 図・表原稿が入力された電子媒体またはファイルを編集委員会に提出すること。
- d. 写真を図とする場合、光沢平滑印画紙に焼き付けたものまたは画像ファイルとして提出すること。

5. 引用文献と本文中での引用の仕方

- a. 本文中に引用した文献はすべて、本文とは別の用紙に下記の例にならって記載すること。引用文献の配列は ABC 順とする。第 1 著者が同じ場合には単独のものを前におき、そのあとは第 2 著者の氏名の ABC 順にする。第 2 著者も同じ場合は第 3 著者以下について上記に準じて配列する。著者が同一の場合には年代順に配列する。同一年の場合には 1989a、1989b のように区別する。著者が 3 名以上のとき、第 1 著者が同一で第 2 著者が異なる場合でも、同一年の発表であれば清水ほか (1989a)、清水ほか (1989b) のように区別する。(印刷中) か (in press) はその論文が投稿雑誌に受理されている場合のみ有効とし、投稿したか受け付けられた時点のものは引用文献に入れてはならない。
- b. 引用文献での各文献は次の形式にしたがって記載する。
雑誌の場合：著者名 (姓前名後). 西暦年. 表題. 論文表題. 掲載雑誌名 巻：ページ.
巻号制をとっていても号ごとにページが改まる場合、巻 (号)：ページ. と記載する。
雑誌名は省略しない。
単行本の場合：著者名. 西暦年. 表題. 総ページ数. 発行所. 発行地.
分担執筆の場合：著者名. 西暦年. 表題. 「単行本の表題」(某編) か (某ほか著). ページ. 発行所. 発行地.
- c. 本文中での文献の引用は、次の例にしたがう。
清水 (1989), 清水・水野 (1989), 清水ほか (1989)
Shimizu (1989), Shimizu & Mizuno (1989), Shimizu et al. (1989)
または (清水, 1989), (清水 1988, 1989; Shimizu & Mizuno, 1989)
- d. 縦書き原稿の引用文献と本文中での引用の仕方は第 21 号までの事例にしたがう。

6. 著作権

酒史研究に掲載された論文等の著作権は、原則として本学会に帰属する。ただし、著者による転載・複製・翻訳・翻案等の利用を妨げるものではないが、利用にあたっては出典(誌名,掲載巻号,ページ等)を明記すること。

7. 本規定の改訂

規定の改定は理事会の審議と承認を得て行なうものとする。

付則 1 2021 年 4 月 1 日改定

付則 2 2022 年 9 月 5 日理事会において改定